

基山町農業委員会会議録

令和4年12月1日委員会会長は、委員を基山町役場201会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者11名 欠席者3名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	平 野 守	欠席	8	酒 井 敏 幸	出席
2	寺 崎 和 美	出席	9	村 山 孔 治	出席
3	大 村 和 則	出席	10	天 本 三 雄	出席
4	内 山 哲 夫	欠席	11	水 田 久 男	出席
5	木 原 秀 樹	出席	園部	松 野 孝 敏	出席
6	坂 口 謙 二	欠席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	大 久 保 利 治	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本会の書記 大石正芳

審 議 事 項

第31号議案	農地法第5条の規定による許可申請	1件
第32号議案	農業経営基盤強化促進法の規定による申出	11件
報告第27号	農地法第3条の3第1項の規定による届出受理報告	1件
報告第28号	農地法第5条第1第7項の規定による届出受理報告	1件
報告第29号	農地法第18条第6項の規定による通知受理報告	1件
その他(1)	農業振興地整備計画の変更について	3件

審議開始 9時00分

審議終了 10時45分

令和4年12月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和4年第12回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、5番委員と7番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第31号農地法第5条の規定による許可申請がありましたので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第31号1番 朗読

この件につきましては、譲受人がグループホーム建設のため、農地の転用申請をするものです。今回の申請地の農地区分要件は、役場から概ね500m以内の農地であることから、第2種農地区分要件「第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)」に該当し、許可の基準については周辺の他の土地に立地することが困難であることから、許可基準「第2の1の(1)のオの(イ)」に該当すると考えております。隣接する農地の所有者及び耕作者からの承諾書もとられ、水利組合から排水同意書もとられており、水利の問題もないと考えます。

場所は第4区辻集落にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5番委員

現状は、野菜栽培畑と草切をされ保全されている農地です。問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第31号1番について許可したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第31号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第32号1番 農業経営基盤強化促進法の規定による申出があり

ましたので計画の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第32号 1番 朗読

この件につきましては、貸し手が病気等で労力不足のため貸貸借権を設定するものです。期間は5年です。賃借料は1筆当たり水稻30kgです。場所は、第1区长谷川集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

借り手は認定農業者であり、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第32号1番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第32号1番は、全員一致で決定します。

次に、議案第32号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第32号2番朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により貸貸借権を設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、第1区金丸集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

農業機械も所持され問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第32号2番について計

画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第32号議案2番は、全員一致で決定します。

次に、議案第32号3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第32号3番 朗読

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。
期間は5年です。場所は、第1区公民館付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

11番委員

借り手は認定農業者であり、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第32号3番について計
画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第32号3番は、全員一致で決定します。

次に、議案第32号4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第32号4番 朗読

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。
期間は3年です。場所は、第2区向エ集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

周辺は山林ですが、田の保全も良く、問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第32号4番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第32号4番は、全員一致で決定します。

次に、議案第32号5番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第32号5番 朗読

この件につきましては、貸し手の高齢化により分家の方に使用貸借権を設定するものです。期間は2年です。場所は、第6区平林集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

7番委員

借人は畑として管理され、問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第32号5番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第32号5番は、全員一致で決定します。

次に、議案第32号6番から9番については再設定ですので朗読は省略します。それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

6番につきましては、貸し手からの要望により貸借権を再設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、第1区三

ケ敷集落付近にある圃場です。

7番につきましては、貸し手からの要望により賃貸借権を再設定するものです。期間は3年です。賃借料は10a当たり水稻30kgです。場所は、第1区南脇田集落付近にある圃場です。

8番につきましては、貸し手の高齢化により賃貸借権を再設定するものです。期間は3年です。賃借料は1筆当たり水稻30kgです。場所は、皮籠石集落付近にある圃場です。

9番につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を再設定するものです。期間は3年です。場所は、第2区小松集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

各担当地区委員

任期满了に伴う再設定ですが借り人はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われれます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第32号6番から9番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第32号6番から9番は、全員一致で決定します。次に、議案第32号10番については再設定ですので朗読は省略します。また、関係者がいらっしゃるの、退室をお願いします。

長野・小倉推進委員退室

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

10番につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を再設定するものです。期間は3年です。場所は、第7区南奈良田集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

任期満了に伴う再設定ですが借り人はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われま

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第32号10番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第32号6番から10番は、全員一致で決定します。

長野・小倉推進委員入室

次に、議案第32号11番については再設定ですので朗読は省略します。
それでは事務局より説明をお願いします

事務局

11番につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を再設定するものです。期間は5年です。場所は、第7区上野集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

9番委員

任期満了に伴う再設定ですが借り人はそれぞれ農地の管理をしっかり行い営農を継続しているため、権利を再設定して問題ないと思われま

議 長

意見はありませんか。ないようでしたら議案第32号11番について計画決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

次に、報告第27号農地法第3条の3第1項の規定による農地の相続について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第27号 朗読

この件につきましては、申請人が相続により農地を取得するものです。令和4年11月21日付けで受理しております。場所は、第2区小林集落付近の圃場です。

議 長

事務局から他に意見はありませんか。意見がないようですので、報告第27号を終わります。次に、報告第28号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用について届出がありましたので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第28号

この件につきましては、申請人の市街化区域にある農地を戸建住宅にするものです。令和4年11月21日付けで受理しております。場所は、第12区玉虫集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第28号を終わります。次に、報告第29号農地法第18条による合意解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第29号

この件につきましては、貸人の要望による解約です。令和4年11月21日付けで受理しております。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、意見はありませんか。意見がないようですので、その他(1)農業振興地域整備計画の変更申出がありましたので事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１） 朗読

この件につきましては、建設用資材置き場建設のため当該農地を農業振興地域の農用地区域から除外するものです。申請農地面積は882㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、第1区夜水集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、その他（１）1番を終わります。

次に、その他（１）2番の意見を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１）2番 朗読

この件につきましては、日本型直接支払制度の中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の交付対象農地へ追加加入のために当該農地を農業振興地域の農用地区域へ編入するものです。申請農地面積は2,099㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、第4区荒穂神社の北側にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、その他（１）2番を終わります。

次に、その他（１）3番の意見を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（１）3番 朗読

この件につきましては、事業計画の変更のため当該農地を農業振興地域の農用地区域へ再編入するものです。申請農地面積は1,573㎡です。この計画変更について農業委員の意見を求めます。場所は、第1区鈴町集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、その他（１）3番を終わります。他に意見はありませんか。意見がないようですので、事務局は今回出た意見をまとめて意見書を作成し提出をして下さい。

以上、本日の議題は終了しましたが、全体を通して何か意見はありませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和4年12月1日

署名人

議 長

委 員

委 員